平成２５年（フ）第２９号
大津市美空町１番５―202号、前住所大津市和邇中浜478番地の１　プレマジュール志賀303号
債務者　和田　喜作
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
大津市柳川２丁目２番１―704号
債務者　蘇理　和子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０号
奈良県五條市岡町216番地
債務者　樫尾　忠実
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１６８号
鳥取県米子市大谷町134番地１ノーブルガーデン103号
債務者　渡邊　愛実
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２７２号
広島市南区出島１丁目34番32号
債務者　廣下　　進
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
広島市佐伯区楽々園３丁目12番25―202号
債務者　小野　　力
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
愛媛県四国中央市土居町土居1495番地３
債務者　河野小百合
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６号
福岡県嘉麻市稲築才田226番地
債務者　百合川龍千
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１号
福岡県うきは市浮羽町浮羽160番地、住民票上の住所佐賀県鹿島市大字音成丁1137番地10
債務者　小池　春代
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３号
福岡県久留米市大善寺町宮本1487番地１　クレール大善寺205号
債務者　田中　美希
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２号
福岡県久留米市津福本町1779番地12　ファミーユシャトー217号
債務者　久冨　智之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２８号
大分市大道町３丁目３番61号大道ハイツ203
債務者　橋本　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８９号
大分県津久見市中央町８番22号
債務者　朝木ヨシ子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３０号
大分市生石４丁目１番８号ミウラビル203、従前の住所神戸市東灘区青木６丁目８番38―313号
債務者　牧　　光義
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
大分県別府市大字北石垣1476番地
債務者　稲田　博子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７号
宮崎市大塚町樋ノ口1929番地　トレジャコーポ黒木102号
債務者　新屋　利美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３号
宮崎県都城市一万城町5008番地県営一万城北団地７棟103号
債務者　児島　昭子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部